

施設予約システムの更改に伴う使用料等の整理について

今回のシステム更改においては、使用料の見直しは行わず、従前の金額を前提とする。ただし、東京都の共同調達を活用したことによるシステム上の制約にともない、金額等を変更せざるを得ない場合については、利用者に新たな負担が発生しないことを前提の整理となる。

1 入場料加算の加算率改正

- (1) 柴崎学習館のホール及び錦学習館の講堂の利用について、土日祝日（土曜の午前を除く）は使用料の 20% を加算し、かつ、入場料を徴収する場合、入場料加算率を適用することとなっている。このことについては、新旧システムで加算の計算方法が異なり、現在の入場料加算率では利用料が増額してしまうため、利用者の不利にならないよう入場料加算率を変更。

入場料	改正後加算率	改正前加算率
300 円未満	15%	20%
300～499 円	25%	30%
500 円以上	40%	50%

例) 改正後 入場料 500 円以上 40% 加算

柴崎学習館のホール午前区分	3,500 円
柴崎学習館のホール午前区分土日加算額 (3,500 × 20%)	700 円
入場料加算 (4,200 円 : 土日加算後額 × 40%)	1,680 円
使用料合計	5,880 円

改正前 入場料 500 円以上 50% 加算

柴崎学習館のホール午前区分	3,500 円
柴崎学習館のホール午前区分土日加算額 (3,500 円 × 20%)	700 円
入場料加算 (3,500 円 : 平日単価 × 50%)	1,750 円
使用料合計	5,950 円

(2) 改正例規 立川市地域学習館条例

2 個人利用者のシステム登録

- (1) 個人利用者の利便性の向上、利用率の増加が期待できるため。

改正前…個人（1～4 人）は、システムを利用できない。

改正後…個人利用者のシステム登録を可能とし、予約も自身で行える。

(2) 改正例規 立川市地域学習館条例施行規則